

11月28日

申  
2  
0  
8  
号

## 常磐線特急の車掌乗務体制見直し を求める緊急申し入れを行う！

10月20日に常磐線特急の車掌乗務体制見直しに伴う運用改正が実施され、1か月が経過しました。地本は、「常磐線特急乗務体制見直しに関する確認メモ」（平成29年9月14日締結）に則り、労使の議論で結論を得るため、東地申2号及び東地申7号申し入れにおいて、支社が実施した車内調査の内容を明らかにし、施策の実施を可能とする根拠について回答を求めてきました。しかし、団体交渉において支社は一人乗務が可能となる明確な根拠やデータを具体的に明らかにせず、「会社内の総合的な判断」という回答を繰り返しました。よって、労使の議論で得た結論とは言えず、誠実交渉義務違反であると認識しています。

団体交渉において議論してきた車内秩序の維持については、世論からも注目されています。平成27年6月30日に発生した東海道新幹線「のぞみ225号」火災事件のマスコミ報道では、乗務員の対応について報じられました。本年6月9日に発生した「のぞみ265号」殺傷事件のマスコミ報道では、車掌の乗務体制削減についての問題が提起されています。今施策については、10月20日東京新聞茨城版での報道に続き、23日には「乗客の安全どう守る？」と題した東京新聞夕刊、29日にはいわき民報夕刊にも記事が掲載されました。11月15・16日には水戸・勝田駅頭にてビラ配布を行い、早速、ご利用いただいている皆様からのご意見が地本へ投稿されています。

東京新聞11月18日茨城版に、『常磐線の車掌減員「特段の問題ない」JR東・水戸支社長』との記事が掲載されましたが、実際には私たちが指摘してきたことや懸念していたことが問題として発生しています。10月27日には、90Mに乗務中の組合員が乗客から暴力を受けました。発生している問題は会社が施策の実施を可能としてきた根拠が成立していない証左であり、早急に問題の解消を図るべきです。

したがって、以下のとおり申し入れを行いますので、具体的な回答と真摯な議論を要請します。

### 記

1. 運用改正以降、一人乗務において発生した問題・事象及び原因を明らかにすること。
2. 運用改正以降、全車両巡回できなかつた列車・日付・未巡回の号車と、その理由を示すこと。
3. 「ときわ」の全列車・全区間を二人乗務とすること。

以上

発生している問題の解消をめざし  
適正な乗務体制の実現を求めます！